

横浜市記者発表資料

令和8年3月30日
教育委員会事務局 不登校支援・いじめ対策課
北部学校教育事務所学校教育支援課

いじめ重大事態の調査結果と再発防止の取組について

令和4年度から5年度にかけて発生した、いじめ重大事態（1件）について、報告書がまとまりましたので、お知らせします。

1 調査種別・主体

いじめ重大事態調査（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号及び第2号に該当）
第三者の専門家（弁護士・心理士）を含む学校いじめ防止対策委員会による調査

2 調査開始・終了日

調査開始 令和5年12月27日

調査終了 令和8年3月23日

ホームページ掲載URL （令和8年3月30日～令和8年9月29日）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20180228151232.html>

3 事案の概要

当該生徒（令和4年度当時中学1年生、現在進学）が、複数の同級生から長期間にわたって嫌がる言葉を言われ続けたこと等によって不登校となり、心療内科の受診等が必要となった疑いがあるとして調査した事案

(1) 認定されたいじめ

ア 部活動を休んだことに対し、「サボるな」と言われた。

イ SNS上で「当該生徒がインキャだと思ってる人？」※と、当該生徒の名誉感情を損ねる意見募集がなされた。

※「陰気なキャラクター」を略したものであり、人の性格について否定的評価を行う言葉と解釈される。

ウ 当該生徒が行ったスピーチの感想欄に、スピーチと関係ない容姿等に係るコメントを記載された。

エ 複数の同級生から嫌がる言葉を言われ続けた。

オ 当該生徒が写った写真を許可なくSNSに投稿された。

(2) 調査結果において指摘された主な問題点

ア 学校

- ・学校においていじめに関するアンケートを実施したが、その回収後の聴き取りや、事実確認を適切に実施しなかったことなどにより、いじめの認知及び組織的な対応に遅れを生じた。
- ・教職員同士や保護者とのコミュニケーションが不十分であった。
- ・登校支援アプローチプラン（現：不登校児童生徒に対する個別的教育支援計画）が作成されていなかった。外部専門家への相談も遅れた。
- ・オンライン授業実施が速やかに行えなかったなど、機動的な学習保障ができなかった。

イ 教育委員会事務局

- ・学校に対する助言は行っていたが、それが実現されないことについての対応が不十分であり、学習保障についても学校主導としてしまった。
- ・重大事態調査を機動的に実施できず、時間がかかる旨を過度なリスクとして説明した。

裏面あり

4 主な再発防止の取組（全て取組中）

《学校における取組》

- ・いじめの早期発見のためのアンケートの見直し（適切な対処を徹底するためのフロー作成、実施状況の点検、自由記述欄の新設など）
- ・1人1台端末を用いた「心の健康観察」を開始
- ・不登校時におけるケアや学習保障を充実強化（個別の教育支援計画に基づき、不登校児童生徒一人ひとりの状況に合わせた支援と保護者支援を充実）

《教育委員会における取組》

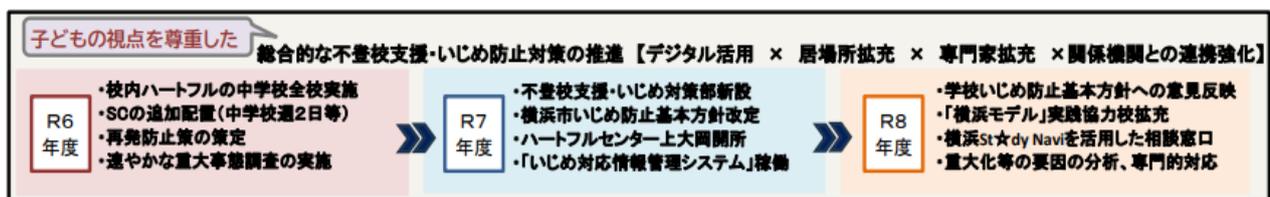
- ・心理の専門職であるスクールカウンセラー（SC）の追加配置、スクールソーシャルワーカー（SSW）などの専門職の積極的活用
- ・いじめ重大事態調査への速やかな移行と、機動的な調査実施
- ・令和7年度より「不登校支援・いじめ対策部」を新設し、いじめ対応の体制を強化（事案に応じ、SSW、弁護士等を交えた特別チームを組織するなど、機動的に対応）

※本報告書による再発防止の提言のうち、組織体制に関する部分については、「不登校支援・いじめ対策部」の新設などにより一定の対応を実施済みです。

【参考】不登校支援・いじめ防止に向けた総合的な対策の充実・強化

本市では、いじめの早期発見・早期対応、不登校時の支援などを強化するため、『デジタル活用』『居場所拡充』『専門家拡充』『関係機関との連携強化』を柱とする不登校支援・いじめ防止に向けた総合的な対策の充実・強化を進めています。

引き続き、これらの取組を徹底するとともに、本調査により明らかになった課題を対策に反映し、一層強化を図ることで、一人ひとりの児童生徒が安心して学べる環境づくりを進めていきます。



<参考>

いじめ防止対策推進法（抜粋）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

お問合せ先

教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策課担当課長 幸柳 康弘 Tel 045-671-3712

北部学校教育事務所学校教育支援課長 込江 茂久 Tel 045-944-5978